

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は民間放送局を傘下にもつ認定放送持株会社として、放送法・電波法・国民保護法の要請をはじめとして、放送の公共性・公益性を常に自覚し、事業子会社が国民生活に必要な情報と健全な娯楽を提供することによる文化の向上に努め、不偏不党の立場を堅持し、民主主義の発展に貢献することができるよう持株会社としての管理を行い、適切・公正な手法により利潤を追求しております。

このような放送が担う公共的使命を果たしながら企業活動を行うため、共通の理念を持つ人材の育成と確保、ステークホルダーとの信頼関係の保持、放送局・報道機関としての使命の全うとともに、これらを前提とした社会のニーズに合うコンテンツを制作・発信し続けることで企業価値を高めてまいります。

当社では、様々なステークホルダーと適正な関係を保ちながら、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すことのできる態勢の構築と、その活用が当社コーポレート・ガバナンスの基本であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1-4】上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。

(1) 「検証結果の開示」などについて

本原則に基づく出資先の検証について、多面的な検証を定期的に行う体制をとっております。こうした検証は、個別の出資先ごとに対応しており、出資先企業との取引ほかの守秘性や当該企業などに与える影響などを総合的に勘案し、個別の出資先に関する検証内容は開示しないことを原則としております。

なお、今後、保有目的や経済合理性について、定性面及び定量面の検証強化を検討してまいります。

(2) 「議決権行使基準の策定・開示」について

出資先株式の議決権行使は、一律に賛否の基準を策定するのではなく、出資検討委員会などを通じて把握している当該出資の意義・目的・規模なども勘案し、企業価値・株主の利益を害するおそれのある議案が上程された場合(具体的には、現経営陣が入れ替わるような取締役選任議案や組織再編議案等)には、その影響を精査しつつ個別に判断しております。

【原則4-11】取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査等委員である取締役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

当社は、監査等委員である取締役に、財務・会計・法務に関する十分な知見を有していることを客観的に証明できる者(例 公認会計士、弁護士などの資格保持者)はおりませんが、同取締役を補佐するコンプライアンス統括室業務監査事務局により、財務・会計・法務に関する知見を補う体制を整えております。

【補充原則4-12-1】取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

(1) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること (2) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に對して十分な情報が(適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で)提供されるようにすること (3) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと (4) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること (5) 審議時間を十分に確保すること。

(1) 及び (2)

取締役会の資料のうち、定例の報告事項はできる限り最新の資料を配布し、報告に際して、先々の見通しや背景となる事情なども説明し、当社の業況や経営環境に関する理解を深め、審議の活性化につながるよう努めております。

また、取締役会付議事項については、事前に常務会で協議・検討を行っており、取締役に、このプロセスを踏まえて、議論のポイント、重要な検証事項、法律・会計をはじめとする外部意見などを案件ごとに整理し、提供しております。

なお、取締役会の開催にあたり、招集通知状には、審議を予定するすべての議案名を付して、会日の1週間以上前に送付しております。

さらに、取締役会の報告・決議事項について、事案の態様・経緯・これまでの検討プロセス・業務執行(常勤)役員の判断及びその過程や事案の影響度・重要性から、事前に取締役に十分な説明や資料の提供が必要であると取締役会議長が判断した事項は、整理・分析された内容を事前に社外への取締役に伝達しております。

【原則5-2】経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

当社は、現在の経営計画において、資本効率、収益力に関する具体的な目標ではなく、連結売上高、連結経常利益などの具体的な経営目標を示しております。また、経営計画の進捗状況の確認や業務執行に当たっても、資本の効率的な運用・配分といった側面も考慮し、資本に対して希

求されるコストを常に認識し、効果的な経営資源の配分に意を用いておりますが、こうした取組全般については、株主をはじめとするステークホルダーの皆様に随時適切な形で示しできるよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、2018年11月6日開催の取締役会において、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、承認いたしました。詳細につきましては、当社ホームページ掲載の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(<https://www.tv-asahi.co.jp/corp/governance.html>)をご参照ください。

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、企業価値の向上に向けて、事業上重要な取引関係・協力関係及び取引関係の維持発展が認められる場合以外は、原則として政策保有株式を保有しない方針であります。このため、株式を保有する企業への出資及び出資後の状況の把握・管理を行うため、常勤役員会の下部機構として出資案件に関する委員会（『出資検討委員会』）を設置しております。同委員会は、出資に関する規程に基づいて、出資の目的・規模・態様・必要性・リスク・収益性などに応じて出資・保有継続の経済合理性を検討します。

なお、経済合理性の検証にあたっては、資本コストと投資から得られる定量的なリターンとの衡量も検証項目の一つとして、そのほか、定性的な意義を多面的に検証し、同規程及び同委員会での検証結果等を踏まえて、取締役会が出資及びその継続の要否が判断できる体制となっており、保有継続の必要性が小さいと判断された株式については、売却をしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

コーポレートガバナンス・ガイドラインの第13条（関連当事者間取引）をご参照ください。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社傘下の主要事業子会社である株式会社テレビ朝日では、年金資産の効率的な運用を図るため、企業年金資産運用委員会を設置し、運用の基本方針を定め、運用機関及び受託機関に対するモニタリングを行うとともに、専門的な知識・経験を有する人材の登用・育成に努めております。

【原則3-1-1 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画】

コーポレートガバナンス・ガイドラインの第16条（適切な情報開示）をご参照ください。

【原則3-1-2 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

コーポレートガバナンス・ガイドラインの第1条及び全般をご参照ください。

【原則3-1-3 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続】

コーポレートガバナンス・ガイドラインの第8条（経営陣幹部・取締役の報酬）及び第9条（指名・報酬委員会）をご参照ください。

【原則3-1-4 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続】

コーポレートガバナンス・ガイドラインの第7条（経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名）及び第9条（指名・報酬委員会）をご参照ください。

【原則3-1-5 取締役会が上記3-1-4を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明】

コーポレートガバナンス・ガイドラインの第7条及び株主総会招集通知で開示しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

コーポレートガバナンス・ガイドラインの第5条（取締役会の付議事項）をご参照ください。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

コーポレートガバナンス・ガイドラインの第4条（社外役員の独立性の基準）をご参照ください。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、主要株主・系列局・少数株主の意見を代表する者が社外取締役を務める多様な構成となっており、また、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行にともない、ガバナンス機構の役割、当社の業容、現況などを踏まえて、役員の員数・構成などを変更しております。

なお、当社の取締役会は、異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が新しい想像力・企業力の躍進につながるとの考えから、男性・女性の区別なく、また、外国人取締役の就任を制限する法令等の趣旨や国際経験も豊かな人材の必要性にも配慮しつつ、経験、知識、能力等において最もふさわしい取締役候補者を選任しており、現在の取締役会の構成は、規模と多様性を両立させていると考えております。

併せて、コーポレートガバナンス・ガイドラインの第3条（取締役会の構成）をご参照ください。

【補充原則4-11-2 取締役の兼任状況】

当社の取締役の重要な兼務状況については、株主総会招集通知で毎年開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性について分析・評価、その結果の概要】

取締役会全体の実効性を高めるため、取締役会メンバーに自己評価のアンケートを実施いたしました。結果、その実効性に関して機能の有効性を確保するうえで直ちに改善すべき点は認められませんでした。今後も定期的に実施いたします。

【補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針】

コーポレートガバナンス・ガイドラインの第10条（取締役に対するトレーニング）をご参照ください。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

コーポレートガバナンス・ガイドラインの第14条（株主との建設的な対話）をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社朝日新聞社	26,651,840	24.80
東映株式会社	16,670,400	15.51
公益財団法人香雪美術館	5,030,000	4.68
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 大日本印刷口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	4,030,000	3.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,533,000	3.29
九州朝日放送株式会社	3,333,500	3.10
公益財団法人朝日新聞文化財団	2,297,100	2.14
株式会社リクルートホールディングス	2,100,000	1.95
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,069,500	1.93
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,889,647	1.76

支配株主(親会社を除く)の有無	株式会社朝日新聞社、東映株式会社
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

株式会社朝日新聞社及び東映株式会社との取引に関しては、会社法第356条に該当する取引でもあることから、取引の類型・規模・態様に応じて、予め予定する取引を常務会・取締役会に付議するとともに、一定期間後、実際の取引状況をあらためて、常務会・取締役会に報告しております。この過程で、取引の適正性・適格性及び公正性をはじめ必要な事項を監視し、少数株主の保護にも資するチェックを行っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

株式会社朝日新聞社及び東映株式会社は当社の主要株主であり、当社は両社がそれぞれ有する企業集団の持分法適用関連会社であります。また、当社は東映株式会社を持分法適用関連会社としております。

両社とは、メディアを取り巻く環境の変化に対応し、厳しさを増すメディア間競争を勝ち抜くため、グループとしての連携などを相互に推し進める関係にあります。

株式会社朝日新聞社及びそのグループ企業とは、「提携推進委員会」を設置し、事業やプロジェクトの共同推進を行うなど、テレビ放送事業、テレビ広告やコンテンツビジネス、インターネット事業、イベント事業、出版事業などの幅広い分野において、また、東映株式会社及びそのグループ企業とは、番組制作をはじめとするテレビ放送事業のほか、出資映画事業やDVD事業、イベント事業、インターネット事業などの幅広い分野において、相互にメリットを享受しながら業務を推進しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	18 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山本 晋也	他の会社の出身者				○			○		○		
渡辺 雅隆	他の会社の出身者							○		○		
池田 克彦	他の会社の出身者											
弦間 明	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-----------	----------	--------------	-------

山本 晋也			朝日放送グループホールディングス株式会社の代表取締役副社長、朝日放送テレビ株式会社の代表取締役社長などに就任しております。 右欄もご参照ください。	同氏は、朝日放送グループホールディングス株式会社及び同社の完全子会社である朝日放送テレビ株式会社の代表取締役であり、朝日放送テレビ株式会社は、当社の完全子会社である株式会社テレビ朝日及び株式会社ビーエス朝日と取引関係がありますが、この2社の業態で通常行われる内容、性質の取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。 また、当社取締役亀山慶二は朝日放送グループホールディングス株式会社の社外取締役に就任しております。 同氏を社外取締役とした理由は、当社株主である法人かつ国内系列ネットワーク局を傘下にもつ持株会社のトップであり、公共性・公益性の高い放送事業の特性を踏まえ、その職務経験・識見から、当社業務の意思決定にあたり有益と考えたことによります。
渡辺 雅隆			当社の親会社等に該当する株式会社朝日新聞社の代表取締役社長などに就任しております。 右欄もご参照ください。	同氏は、株式会社朝日新聞社の代表取締役であり、同社は当社の完全子会社である株式会社テレビ朝日及び株式会社ビーエス朝日と取引関係がありますが、この2社の業態で通常行われる内容、性質の取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。 また、当社専務取締役藤ノ木正哉は株式会社朝日新聞社の社外取締役に就任しております。 同氏を社外取締役とした理由は、当社株主である法人かつ日本を代表する新聞社のトップであり、さまざまなメディアが複合的に展開される現況のもと、当社の現状を踏まえ、その職務経験・識見から、当社業務の意思決定にあたり有益と考えたことによります。
池田 克彦	○	○	当社は同取締役に東京証券取引所が規定する独立役員として指定しております。 右欄もご参照ください。	同氏は、企業の役員を兼職されておりますが、非常勤であり、業務執行を担当されていません。 同氏を監査等委員である社外取締役とした理由は、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、警視總監や原子力規制庁長官などの職務を歴任された経験・識見を活かし、当社のコーポレート・ガバナンスの向上や経営全般への監督・監視に貢献いただけると考えたことによります。 なお、同氏は、当社の「独立役員の独立性の基準」を満たしております。
弦間 明	○	○	当社は同取締役に東京証券取引所が規定する独立役員として指定しております。 右欄もご参照ください。	同氏は、複数の企業の役員に就任してこれましたが、現在、業務執行を担当されている兼職はございません。 同氏を監査等委員である社外取締役とした理由は、生活文化に密着して企業価値を向上させてきた資生堂グループのトップとしての職務経験・識見を活かし、メディアに今後求められる創造性・多様性などを踏まえ、当社業務の意思決定にあたり有益と考えたことによります。 なお、同氏は、当社の「独立役員の独立性の基準」を満たしております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無		あり			

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、コンプライアンス統括室に監査等委員補佐のための兼務者を置き、監査業務の補助や監査等委員会の通知などを行っております。

また、当社取締役会決議による内部統制基本方針(後記「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」参照)において、当該補助者は取締役(監査等委員であるものを除く。)の指揮命令を受けないこと、また、当該補助者の人事は監査等委員会の同意を得て行うことを定めております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人との間で、年間を通じて5回以上、監査計画、監査の実施状況、監査に関して特に認識を統一すべき事項などについて、協議・情報交換を行っております。

また、当社では、コンプライアンス統括室を設置し、内部監査を行っております。コンプライアンス統括室は、内部監査の計画、監査結果を監査等委員会に報告するほか、監査等委員会と内部監査の対象・状況に応じて、適宜、報告を行うとともに、必要な指示を受けて連携しております。なお、監査等委員である取締役の任期は、定款上2年となっております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	3	1	2	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	3	1	2	0	0	社外取 締役

補足説明

当社では、経営陣幹部・取締役(監査等委員である者を除く。)の指名及び報酬についての方針並びに決定の手続き等について、独立社外取締役の適切な助言と関与を求める観点から、独立社外取締役が委員長を務め、過半数を監査等委員である社外取締役が占める指名・報酬委員会を設置し、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を図るため、経営陣幹部・取締役(監査等委員である者を除く。)の選定及び解職、報酬などに関する審議及び取締役会への答申をはじめとする権限を持つ指名・報酬委員会を設置しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

上記のとおり。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社の役員の報酬等の額は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、各取締役(監査等委員である者を除く。)への配分は、独立社外取締役が委員長を務め、過半数を監査等委員である社外取締役が占める指名・報酬委員会の答申を得たのち取締役会において、各監査等委員である取締役への配分は、監査等委員の協議により、決定します。

算定方法の決定に関する方針は、取締役会及び監査等委員の協議により定められた報酬の内規に基づいており、報酬体系・報酬決定の基準・標準報酬額などに関する定めを置いております。

取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬内規の概要は、常勤取締役については、

イ 金銭報酬及び株式報酬で構成され、金銭報酬はその区分を「基礎報酬」、「業績連動報酬」(経常利益に連動)、「インセンティブ報酬」(個人評価)の3区分とする。

ロ 金銭報酬のうち、「業績連動報酬」、「インセンティブ報酬」は役位に応じて配分割合を変更(役位が上がるほど、業績連動部分の比率を上げる)。

ハ 金銭報酬の6割程度を『基礎報酬』、残りを『業績連動報酬』、『インセンティブ報酬』とする。
として、役員ごとに標準報酬額を定めております。非常勤取締役については、業務内容、就任の事情などを総合勘案して、決定することとしております。

業績連動報酬については、当社の事業活動の状況を示す指標としての適切性を考慮し、経常利益をベースにあらかじめ定めた金額を指標として、期初の予想及び過去の平均値との乖離に応じてあらかじめ定めた平均指標に応じて算出しております。この結果、当事業年度の実績は当該指標を上回っております。

監査等委員である取締役の報酬内規は、取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬水準などに準じて、業務内容・就任の事情などを総合勘案して、監査等委員の協議により監査等委員ごとに定めることとしております。

なお、報酬の一部を持株会を通じた自社株式の取得にあてることを取締役会で申し合わせておりますが、このほか、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として当社の業務執行取締役に対し一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに関する当社普通株式を割当てる報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書での開示状況は、「コーポレート・ガバナンスの状況等」の中に、社内取締役に対する報酬の総額と、社外取締役に対する報酬の総額を記載しております。

事業報告での開示状況は、「会社役員に関する事項」の中の「取締役の報酬等の額」にて、取締役に対する報酬の総額と社外取締役の報酬の総額を記載しております。

なお、2007年4月27日開催の取締役会において、2007年6月開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法に関し、「役員報酬内規」を定め、各職位の報酬額表に基づきその報酬額を決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役(監査等委員を含む)に、原則として、取締役会の1週間以上前に、取締役会の日時、議題について、総務局コーポレート情報事務局より、書面により伝達し、議案の詳細、補足説明などをその求めに応じて行えるようにしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	一名
--------------------------	----

その他の事項

顧問に就任している者がおりますが、担当事項を明確にしたうえで、報酬や任期は原則として1年ごとに契約により定めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、社内及び社外の取締役19名で構成されております。常勤役員が常務会を組織し、原則として週1回、担当業務遂行にかかる協議・報告を行っており、これら業務執行におけるチェック機能を果たしております。

また、独立社外取締役が委員長を務め、過半数を監査等委員である社外取締役が占める指名・報酬委員会を設置しております。なお、取締役の選任につきましては、当社の業種・規模・中長期的な経営課題などを踏まえ、最も相応しいと思われる人材を株主総会に候補者として推薦しております。さらに、その報酬につきましても、上記委員会の所定の手続きを経て、公正かつ妥当な配分がなされるよう意を用いております。次に、

従業員による日常の業務活動は、内部統制の仕組み及び組織権限にかかる規程などにより、権限・責任を明示するとともに、必要に応じて、コンプライアンス統括室、総務局法務部、番組審査室など社内の複数の部門におけるチェックを受け、活動状況を常務会ほかにも報告する体制を整えております。このような体制において、行われた業務執行の状況は、原則として月1回開催されます取締役会において、代表取締役から、詳細な報告が行われます。

取締役会は、経営方針・重要な業務執行などが、法令・定款など諸ルールに違反することなく処理されているか、また適切かつ責任を持って遂行されているかを監督しております。2019年度は、取締役会が11回開催され、2019年6月に就任した板橋取締役及び西取締役以外の取締役全員が11回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。なお、板橋取締役及び西取締役は、2019年6月の就任以来開催の取締役会8回のうち8回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

さらに、監査等委員会は、会社業務全般にわたり、取締役の業務執行について、適法性、妥当性を監査しております。監査方法、時期等は、監査等委員会が作成した監査計画に基づき、取締役会以外の社内の重要会議へも出席するとともに、役員・社員との面談、資料調査等を通じて、厳格に監査活動を行っております。2019年度は、監査等委員会が12回開催され、監査等委員である取締役全員が12回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。以上のような意思決定プロセスは、経営判断と業務執行の連続性が高いという業務の特性からみて、適切なものと考えております。

なお、当社のガバナンスの基本方針を「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」として、取締役会で確認し、取締役会の構成、指名、報酬決定の考え方・プロセスについて明示しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営環境の変化に適切に対応し、経営効率を最大化することにより、株主をはじめとするステークホルダーに様々な利益を還元できる体制を構築することが、最も重要と考えております。

現在、多メディア化が進み、テレビ広告市場に構造的な変化が生じつつあります。そうした中で、具体的には、テレビ放送事業はもとより、音楽出版事業・その他事業が相互に連動し、コンテンツの制作力を武器にビジネスの多面的な展開を行いうる体制が求められているとの認識に立っております。

また、当社の事業子会社の業務内容は、コンテンツ制作を核に相互に密接なつながりを持ち、その展開にあたっては、公正性・中立性・健全性などを常時、強く求められることから、業務の執行と監督を明確には分離しにくいという特質があると考えられます。

そのうえで、当社では、前述の業務執行のプロセス、監査、弁護士・会計監査人等その他第三者との連携を通じて、ステークホルダーへの説明責任を確保するとともに、放送事業に一定の関係を持ち、業務に対する理解の深い社外役員が、それぞれの経験や専門性を活かした多様な視点からの確かな判断を行うガバナンス体制を築いております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の発送よりも前に当社ホームページ及び東京証券取引所ウェブサイト上に内容を掲載し、早期の情報開示に努めました。
電磁的方法による議決権の行使	2006年6月開催の定時株主総会より導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2017年6月開催の定時株主総会より導入しております。
招集通知(要約)の英文での提供	2017年6月開催の定時株主総会より提供しております。
その他	当社では、株主総会の活性化・議決権行使の円滑化に向けて、招集通知の当社ホームページでの公開、カラー化、事業報告のビジュアル化をはじめ、質疑に対する説明責任の完遂などの施策をもって取り組んでおります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとの業績開示に合わせ、説明会等を行っております。説明内容は、1. 業績説明、2. 経営課題に対する進捗状況報告等、であります。説明者は、代表取締役、IR担当取締役等であります。毎回100名ほどのアナリスト、機関投資家等に参加いただいております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	ほぼ毎年、代表取締役やIR担当取締役が海外へ出向き、インフォメーションミーティングを行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	情報格差が生じないよう、IR資料や関連情報等を適時適切にホームページで開示しております。開示内容は、決算短信等、決算情報以外の適時開示資料、説明会資料及び収録動画、報告書、株主総会招集通知等であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略局が中心となってIR活動を行っており、同時に東京証券取引所との事務連絡も行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場尊重は、当社の企業統治の指針の一つとして、「コンプライアンス・マニュアル」「コンプライアンス・ハンドブック」「放送ハンドブック」など社内のルールなどにその姿勢を明記し、当社の業務執行から従業員教育にいたるまで、全社にわたる取り組みを行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、内部統制機構の構築・整備は、経営の最重要課題の1つであるとの認識に基づき、当社は監査等委員会設置会社制度採用会社として、取締役会による代表取締役の業務執行状況の監督、監査等委員会による監査を軸に経営監視の体制を構築しておりますが、コンプライアンスに基礎を置く内部統制体制の整備により、経営監視体制の一層の強化を図って参りました。

取締役の職務執行にかかる体制

1. 当該株式会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会を原則として毎月1回開催することに加え必要があるときは随時開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する体制としております。
・法務、コンプライアンス関連の業務を行う部署を設置し、取締役の経営判断の基礎となる事項について、適法性・適正性を判断することのできる体制を構築しております。また、必要に応じて、外部の専門家から必要な助言・指導を得ております。

2. 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役会、常務会等の重要な会議体の議事録その他取締役の職務執行に関する文書及び記録の保存及び管理は、文書取扱規程を定め、これに基づき、保存・管理しております。各文書及び記録は、総務局等の各担当部署において厳重に保存・管理し、取締役は、かかる文書及び記録について、常時閲覧が可能となっております。

3. 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、当社グループにおける放送リスク、放送にかかるオペレーションリスク、権限管理リスク、イベントリスク、投資リスク、情報管理リスク、リーガルリスク等、さまざまな性質のリスクをコントロールする必要があります。これらのリスクに関しては、リスクの性格・内容に応じて、社内規程にリスクの分散・管理・コントロールのための体制・ルール及び再発防止策の策定、フィードバックの手法などを定めるとともに、グループ全体あるいは組織横断の委員会・会議体の設置及び情報管理及び報告ルールの徹底とチェックなどにより、リスクの発生後も含め、適時適切な確認と対応ができる体制を構築しております。

4. 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・毎年、一定の経営指標に基づき年間予算を定め、一定の数値目標のもとで、効率的運営を行い、予算の達成度を随時検証しております。
・また、業務執行事項の性質、態様に応じて、常勤役員によって組織される常務会及びこの機能を補佐する委員会等を通じて、当社の日常の業務執行段階における効率的な権限の分配、管理体制を定めるとともに、当社グループの重要情報の共有、適切・適正なチェック、迅速な決定を行うことにより、効率的な職務執行を行う体制を整えております。
・上記の体制を確保するため、業務決裁規程等必要な規程を定めております。

5. 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・法令等の遵守を徹底するために『コンプライアンス憲章』を定め、法令順守にかかる基本的な規範の周知を徹底したうえで必要なルールを整え、コンプライアンス推進、コンプライアンスにかかる照会対応、違反行為の原因調査、再発防止策の検討、啓蒙活動を行うために、コンプライアンス統括室と総務局法務部を設置しております。さらに、外部の専門家から必要な助言・指導を得ております。
・また、事業年度ごとに、財務報告に関する内部統制の有効性の評価にあたっては適正な手続きを定め、金融商品取引法をはじめ関係法令の定めるところに従って、これを行っております。
・なお、テレビ朝日及びビーエス朝日では、反社会的勢力との絶縁に関する方針を定め、これを周知しております。

6. 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

以下、記載のとおり体制を構築しております。

イ 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

当社は、持株会社として、傘下の完全子会社3社（株式会社テレビ朝日、株式会社ビーエス朝日、株式会社シーエス・ワンテン）の資本・人事・組織などにかかる重要情報を、取締役会及び常務会への付議事項としております。また、経営戦略局グループ経営推進部が、グループ会社管理規程に基づいて、その他のグループ会社の重要な業務執行の事前協議・報告を受ける体制をとっております。

ロ 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営戦略局グループ経営推進部によるグループ会社管理規程を基に、損失の危機管理を体制化するとともに、原則として、持株会社である当社の役職員は、グループ会社の役職員を兼職することにより、業務執行の状況をそれぞれの立場に応じて段階的に直接相互監視することができるようにしております。グループ会社の規模・業種・当社との関係などを総合的に勘案し、役員または従業員として、適性者を選任しております。

ハ 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

組織上、子会社を含めたグループ会社の経営状態の把握・分析・評価及びグループ戦略の立案、諸調整・報告等を統括するセクションとして、経営戦略局グループ経営推進部を設置しており、各体制を通じて得たグループ会社の情報を精査し、職務の執行の効率性もチェックする体制を構築しております。

ニ 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等の遵守を徹底するために『コンプライアンス・マニュアル』をはじめとするルールに沿って、グループ会社では、当社に準じた法令遵守のための体制を構築しており、こうした体制を通じて、業務執行の法令・定款への適合性が、各グループ会社ごとにチェックできる仕組みを敷いております。また、経営戦略局グループ経営推進部への各グループ会社からの報告や相談については、総務局法務部及び外部の専門家に、これらの法令・定款への適合性の確認を行っております。

監査等委員会の職務執行にかかる体制

1. 当該株式会社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

・監査等委員会の職務の補助を担当する組織はコンプライアンス統括室業務監査事務局としております。
・さらに、コンプライアンス統括室は、内部監査に関して監査等委員会に計画・実施・結果等について適切に報告しております。

2. 前号の取締役及び使用人の当該株式会社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項
・監査等委員会を補佐する使用人の異動・員数の増減については、監査等委員会の同意を得るものとしております。

3. 当該株式会社の監査等委員会の第一号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査等委員会の職務を補助するため、コンプライアンス統括室業務監査事務局を機能させるとともに、監査等委員会からの指示・依頼について必要な対応を取るよう、関係使用人に徹底しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体とは一切かかわりを持ちません。
当社では上記の考え方を基本に、2011年10月に施行された東京都暴力団排除条例の趣旨等も踏まえ、テレビ朝日行動基準において、反社会的勢力との絶縁に関する方針を定め、これを全役職員に周知しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

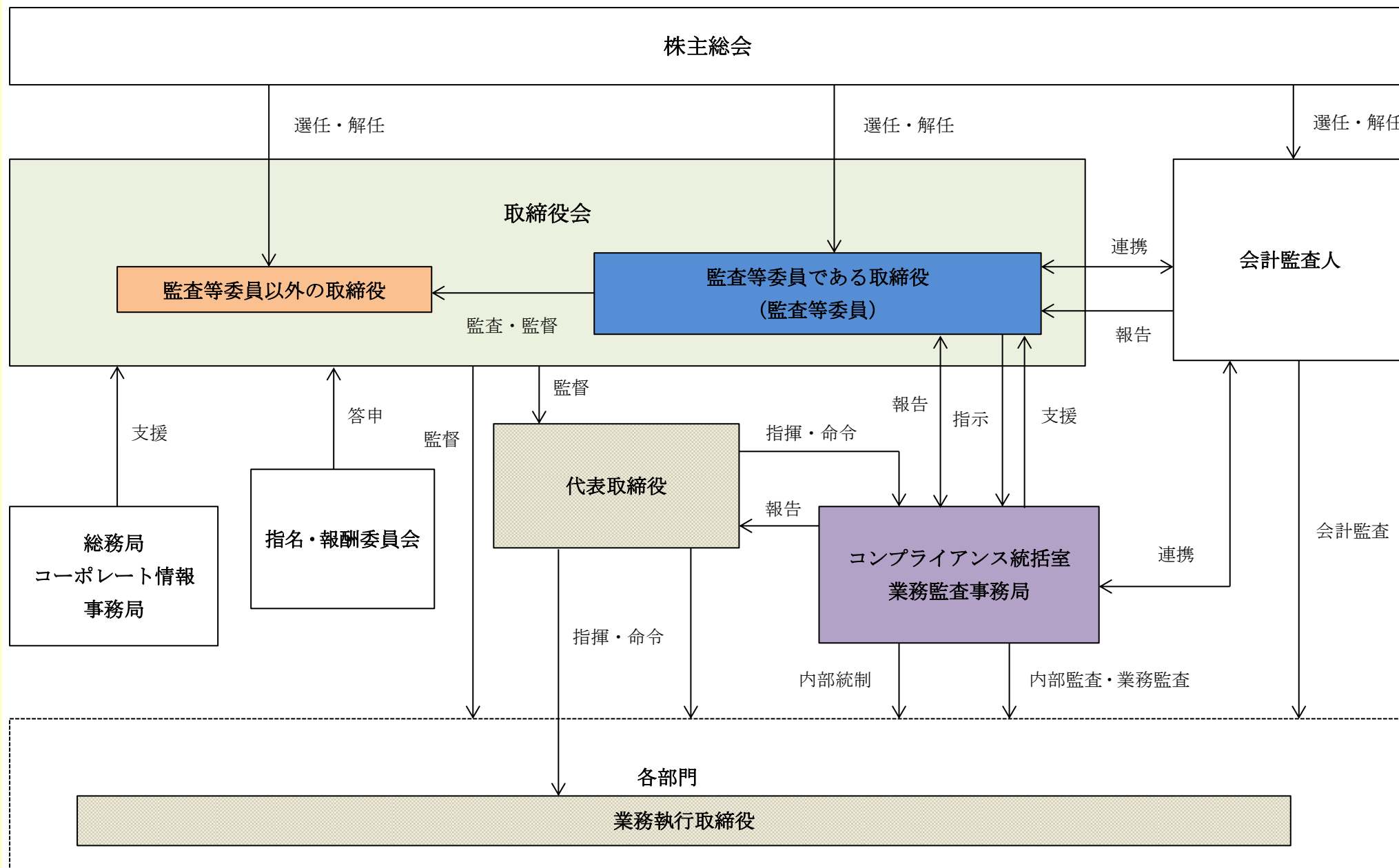
該当項目に関する補足説明

2016年5月開催の取締役会決議により廃止いたしました。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

社内取締役の業務執行にあたっては、常勤役員が常務会を組織し、原則として週1回、担当業務遂行にかかる協議・報告を行っており、また、法令及び当社取締役会規程により、重要事項・決算情報の報告・決定は、取締役会において行われております。当社では、上記の会議体の開催及びインサイダー取引の禁止などに関する規程をはじめとする社内ルールにより、重要情報が、常務会及び取締役会のメンバーでもある総務担当役員である『情報取扱責任者』に集約する体制を確立しております。

また、これらの重要情報に関する管理体制についても、ルール化し情報管理を徹底する一方、開示にあたっては、こうした厳重な情報管理を前提に、当該開示に係る社内各部署による開示の趣旨・内容確認・精査及び必要に応じた外部の専門家によるチェックも行い、遺漏のない対応に努めております。



適時開示体制の概要

